

新旧对照表

設計業務共通仕様書
第 1 編 共通編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|--|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1101条 適用</p> <p>4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 <u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。 <u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p><u>（7）以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領（山口県運用版）」に基づき実施するものとする。</u></p> <p>① <u>樋門・樋管詳細設計</u> ② <u>排水機場詳細設計</u> ③ <u>築堤護岸詳細設計</u> ④ <u>砂防施設詳細設計</u> ⑤ <u>地すべり防止施設詳細設計（機構調査含む）</u> ⑥ <u>急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</u> ⑦ <u>道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）</u> ⑧ <u>橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）</u> ⑨ <u>山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）</u> ⑩ <u>共同溝詳細設計</u> ⑪ <u>下水道施設詳細設計（管渠）</u> ⑫ <u>仮設構造物詳細設計</u></p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1101条 適用</p> <p>4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>（新規）</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|--|--|
| <p>第1109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>委託料の額</u>が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提示</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提示</u>しなければならない。</p> <p>第1117条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 <u>（山口県土木建築部・平成29年3月）</u>」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品に関する手引き [業務委託編] <u>（山口県土木建築部・平成29年3月）</u>」に基づくものとする。</p> | <p>第1109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>書面により</u>監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提出</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>第1117条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 <u>（案）</u>」（以下「要領」という。）<u>」</u>に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品に関する手引き <u>（案）</u> [業務委託編]」に基づくものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|---|
| <p>第1119条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品に関する手引き〔業務委託編〕 <u>（山口県土木建築部・平成29年3月）</u>」に基づくものとする。</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の<u>生産性の向上</u>の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて<u>生産性の向上</u>の向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき<u>生産性の向上</u>提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（<u>生産性の向上</u>の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、<u>評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて</u>、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。<u>なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</u></p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、<u>従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて</u>、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> | <p>第1119条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品に関する手引き <u>（案）</u>〔業務委託編〕」に基づくものとする。</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の<u>コスト削減</u>の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて<u>コスト削減</u>の向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき<u>コスト削減</u>提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（<u>コスト削減</u>の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、<u>もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には</u>、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|------------------|--|----------------|--------|------------------|--|--------------|--------|
| （参考）主要技術基準及び参考図書 | | | | （参考）主要技術基準及び参考図書 | | | |
| H29.4 現在 | | | | H27.3 現在 | | | |
| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 | 発行年月 | No. | 名 称 | 編集又は発行所名 | 発行年月 |
| 〔1〕 共 通 | | | | 〔1〕 共 通 | | | |
| 1 | 国土交通省制定 土木構造物標準設計 | 全日本建設技術協会 | — | 1 | 国土交通省制定 土木構造物標準設計 | 全日本建設技術協会 | — |
| 2 | 土木製図基準[2009年改訂版] | 土木学会 | H21.2 | 2 | 土木製図基準[2009年改訂版] | 土木学会 | H21.2 |
| 3 | 水理公式集 平成11年版 | 土木学会 | H11.11 | 3 | 水理公式集 平成11年版 | 土木学会 | H11.11 |
| 4 | JISハンドブック | 日本規格協会 | 最新版 | 4 | JISハンドブック | 日本規格協会 | 最新版 |
| 5 | 土木工事安全施工技術指針 -平成29年改訂版- | 国土交通省大臣官房技術調査課 | H29.3 | 5 | 土木工事安全施工技術指針 -平成21年改訂版- | 全日本建設技術協会 | H22.4 |
| 6 | 土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版- | 全日本建設技術協会 | H13.12 | 6 | 土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版- | 全日本建設技術協会 | H13.12 |
| 7 | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編) | 国土開発技術研究センター | H5.2 | 7 | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編) | 国土開発技術研究センター | H5.2 |
| 8 | 建設機械施工安全技術指針 | 国土交通省 | H17.3 | 8 | 建設機械施工安全技術指針 | 国土交通省 | H17.3 |
| 9 | 建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説 | 日本建設機械施工協会 | H18.2 | 9 | 建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説 | 日本建設機械施工協会 | H18.2 |
| 10 | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル | 日本建設機械施工協会 | H12.3 | 10 | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル | 日本建設機械施工協会 | H12.3 |
| 11 | 山口県土木工事共通仕様書 | 山口県 | H28.4 | 11 | 土木工事共通仕様書 | 山口県 | H27 |
| 12 | 地盤調査の方法と解説 | 地盤工学会 | H16.6 | 12 | 地盤調査の方法と解説 | 地盤工学会 | H16.6 |
| 13 | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊) | 地盤工学会 | H21.11 | 13 | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊) | 地盤工学会 | H21.11 |
| 14 | 地質・土質調査成果電子納品要領・同解説 | 山口県 | H29.3 | 14 | 地質・土質調査成果電子納品要領(案) | 山口県 | H17.3 |
| 15 | 山口県公共測量作業規定 | 山口県 | H25.10 | 15 | 山口県公共測量作業規定 | 山口県 | H25.10 |
| 16 | 公共測量 作業規定の準則 | 国土交通省 | H25.3 | 16 | 公共測量 作業規定の準則 | 国土交通省 | H25.3 |
| 17 | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用 | 日本測量協会 | H24.10 | 17 | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用 | 日本測量協会 | H24.10 |
| 18 | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版) | 日本測量協会 | H26.7 | 18 | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版) | 日本測量協会 | H26.7 |
| 19 | 測量成果電子納品要領 | 山口県 | H29.3 | 19 | 測量成果電子納品要領(案) | 山口県 | H18.8 |
| 20 | 測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル | 国土地理院 | H19.11 | 20 | 測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル | 国土地理院 | H19.11 |
| 21 | 基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案) | 国土地理院 | H13.5 | 21 | 基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案) | 国土地理院 | H13.5 |
| 22 | 公共測量成果改定マニュアル | 国土地理院 | H26.5 | 22 | 公共測量成果改定マニュアル | 国土地理院 | H26.5 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|---|---------------------------------|--------|-------------|---|--------------|--------|
| 23 | 電子納品に関する手引き【業務委託編】 | 山口県 | H29.3 | 23 | 電子納品に関する手引き(案)【業務委託編】 | 山口県 | H18.8 |
| 24 | 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 国土交通省 | H28.3 | 24 | 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 国土交通省 | H28.3 |
| 25 | 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 国土交通省 | H28.3 | 25 | 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 国土交通省 | H28.3 |
| 26 | 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 国土交通省 | H28.12 | 26 | 電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】 | 国土交通省 | H22.8 |
| 27 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】 | 土木学会 | H25.3 | 27 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】 | 土木学会 | H25.3 |
| 28 | 2014年制定 舗装標準示方書 | 土木学会 | H27.10 | 28 | 2007年制定 舗装標準示方書 | 土木学会 | H19.3 |
| 29 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 | 土木学会 | H25.10 | 29 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 | 土木学会 | H25.10 |
| 30 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規程および関連基準】+【JIS規格集】 | 土木学会 | H25.11 | 30 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規程および関連基準】+【JIS規格集】 | 土木学会 | H25.11 |
| 31 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】 | 土木学会 | H25.10 | 31 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】 | 土木学会 | H25.10 |
| 32 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 | 土木学会 | H25.3 | 32 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 | 土木学会 | H25.3 |
| 33 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】 | 土木学会 | H25.3 | 33 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】 | 土木学会 | H25.3 |
| 34 | コンクリート構造物品質確保ガイド2017 | 山口県 | H29.4 | | | | |
| 35 | 土木設計業務等の電子納品要領 | 山口県 | H29.3 | 34 | 土木設計業務等の電子納品要領(案) | 山口県 | H18.8 |
| 36 | CAD 製図基準 | 山口県 | H29.3 | 35 | CAD 製図基準(案) | 山口県 | H18.8 |
| 37 | CAD 製図基準に関する運用ガイドライン | 山口県 | H29.3 | 36 | CAD 製図基準に関する運用手引き(案) | 山口県 | H18.3 |
| 38 | デジタル写真管理情報基準 | 山口県 | H29.3 | 37 | デジタル写真管理情報基準(案) | 山口県 | H18.3 |
| 39 | ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説 | 一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会 | H27.6 | 38 | ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版) | 日本建設情報総合センター | H11.5 |
| 40 | コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 | 土木学会 | H3.4 | 39 | コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 | 土木学会 | H3.4 |
| 41 | 2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 | 40 | 2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 |
| 42 | 2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 | 41 | 2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 |
| 43 | 2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 | 42 | 2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説 | 土木学会 | H18.7 |
| 44 | 地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針 | 日本トンネル技術協会 | S57.3 | 43 | 地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針 | 日本トンネル技術協会 | S57.3 |
| 45 | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版) | 日本トンネル技術協会 | H11.2 | 44 | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版) | 日本トンネル技術協会 | H11.2 |
| 46 | 日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4) | 日本下水道協会 | H13.7 | 45 | 日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4) | 日本下水道協会 | H13.7 |
| 47 | 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編) | 日本建設機械施工協会 | H16.12 | 46 | 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編) | 日本建設機械施工協会 | H16.12 |
| 48 | 軟岩評価－調査・設計・施工への適用 | 土木学会 | H4.11 | 47 | 軟岩評価－調査・設計・施工への適用 | 土木学会 | H4.11 |
| 49 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012) | 地盤工学会 | H24.5 | 48 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012) | 地盤工学会 | H24.5 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--|----------------------|--------|-------------|--|----------------------|--------|
| 50 | グラウンドアンカー施工のための手引書 | 日本アンカー協会 | H15.5 | 49 | グラウンドアンカー施工のための手引書 | 日本アンカー協会 | H15.5 |
| 51 | ジェットグラウト工法技術資料 | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9 | 50 | ジェットグラウト工法技術資料 | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9 |
| 52 | ジェットグラウト工法(積算資料) | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9 | 51 | ジェットグラウト工法(積算資料) | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9 |
| 53 | 大深度土留め設計・施工指針(案) | 先端建設技術センター | H6.10 | 52 | 大深度土留め設計・施工指針(案) | 先端建設技術センター | H6.10 |
| 54 | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン | 建設省土木研究所 | H4.3 | 53 | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン | 建設省土木研究所 | H4.3 |
| 55 | 薬液注入工法の設計施工指針 | 日本グラウト協会 | H元.6 | 54 | 薬液注入工法の設計施工指針 | 日本グラウト協会 | H元.6 |
| 56 | 薬液注入工法設計資料 | 日本グラウト協会 | 毎年発行 | 55 | 薬液注入工法設計資料 | 日本グラウト協会 | 毎年発行 |
| 57 | 薬液注入工積算資料 | 日本グラウト協会 | 毎年発行 | 56 | 薬液注入工積算資料 | 日本グラウト協会 | 毎年発行 |
| 58 | 近接基礎設計・施工要領(案) | 建設省土木研究所 | S58.6 | 57 | 近接基礎設計・施工要領(案) | 建設省土木研究所 | S58.6 |
| 59 | 煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針 | 日本火災報知器工業会 | H19.7 | 58 | 煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針 | 日本火災報知器工業会 | H19.7 |
| 60 | 高圧受電設備規程 | 日本電気協会 | H26.5 | 59 | 高圧受電設備規程 | 日本電気協会 | H26.5 |
| 61 | 防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版 | 日本電設工業協会 | H16.9 | 60 | 防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版 | 日本電設工業協会 | H16.9 |
| 62 | 昇降機設計・施工上の指導指針 | 日本建築設備・昇降機センター | H7.8 | 61 | 昇降機設計・施工上の指導指針 | 日本建築設備・昇降機センター | H7.8 |
| 63 | 日本建設機械要覧2016年版 | 日本建設機械施工協会 | H28.3 | 62 | 日本建設機械要覧 2013年版 | 日本建設機械施工協会 | H25.3 |
| 64 | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版) | 日本建設機械施工協会 | H13.2 | 63 | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版) | 日本建設機械施工協会 | H13.2 |
| 65 | 建設発生土利用技術マニュアル 第4版 | 土木研究センター | H25.11 | 64 | 建設発生土利用技術マニュアル 第4版 | 土木研究センター | H25.11 |
| 66 | [新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説 | 建設副産物リサイクル広報推進会議 | H14.11 | 65 | [新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説 | 建設副産物リサイクル広報推進会議 | H14.11 |
| 67 | 災害復旧工事の設計要領 | 全国防災協会 | 毎年発行 | 66 | 災害復旧工事の設計要領 | 全国防災協会 | 毎年発行 |
| 68 | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案) | 国土地理院 | H20.3 | 67 | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案) | 国土地理院 | H20.3 |
| 69 | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版 | 国土地理院 | H21.10 | 68 | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版 | 国土地理院 | H21.10 |
| 70 | 地すべり観測便覧 | 斜面防災対策技術協会 | H24.5 | 69 | 地すべり観測便覧 | 斜面防災対策技術協会 | H24.5 |
| 71 | 地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版 | 斜面防災対策技術協会 | H19.11 | 70 | 地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版 | 斜面防災対策技術協会 | H19.11 |
| 72 | 地すべり防止対策技術指針及び同解説 | 国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所 | H20.4 | 71 | 地すべり防止対策技術指針及び同解説 | 国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所 | H20.4 |
| 73 | 猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて) | 日本鳥類保護連盟 | H15.7 | 72 | 猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて) | 日本鳥類保護連盟 | H15.7 |
| 74 | 環境大気常時監視マニュアル 第6版 | 環境省 水・大気環境局 | H22.3 | 73 | 環境大気常時監視マニュアル 第6版 | 環境省 水・大気環境局 | H22.3 |
| 75 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編 | 環境庁 | H11.6 | 74 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編 | 環境庁 | H11.6 |
| 76 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域) | 環境庁 | H12.4 | 75 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域) | 環境庁 | H12.4 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|--------------------------|--|----------------|--------|--------------------------|--|---------------|--------|
| 77 | 面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver3.0 | 環境省 水・大気環境局 | H23.10 | 76 | 面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver3.0 | 環境省 水・大気環境局 | H23.10 |
| 78 | 改定 解説・工作物設置許可基準 | 国土技術研究センター | H10.11 | 77 | 改定 解説・工作物設置許可基準 | 国土技術研究センター | H10.11 |
| 79 | 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル | 国土地理院 | H26.4 | 78 | 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル | 国土地理院 | H26.4 |
| 80 | 基準点測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 79 | 基準点測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 81 | 水準測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 80 | 水準測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 82 | 数値地形図製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 81 | 数値地形図製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 83 | 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)製品仕様書(案) | 国土地理院 | H26.4 | 82 | 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)製品仕様書(案) | 国土地理院 | H26.4 |
| 84 | 写真地図作成製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 83 | 写真地図作成製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 85 | 航空レーザ測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 84 | 航空レーザ測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 86 | 応用測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 | 85 | 応用測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 | H26.4 |
| 87 | 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案) | 国土地理院 | H24.5 | 86 | 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案) | 国土地理院 | H24.5 |
| 88 | GNSS 測量による標高の測量マニュアル | 国土地理院 | H27.7 | 87 | GNSS 測量による標高の測量マニュアル | 国土地理院 | H27.7 |
| 89 | 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル | 国土地理院 | H27.7 | 88 | 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル | 国土地理院 | H27.7 |
| 90 | マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用 | 国土地理院 | H27.7 | 89 | マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用 | 国土地理院 | H27.7 |
| 91 | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル | 国土地理院 | H25.6 | 90 | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル | 国土地理院 | H25.6 |
| 92 | 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン | 国土交通省 | H20.4 | 91 | 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン | 国土交通省 | H20.4 |
| 93 | 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案) | 国土交通省 | H21.4 | 92 | 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案) | 国土交通省 | H21.4 |
| 94 | 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン | 厚生労働省 | H27.6 | 93 | 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン | 厚生労働省 | H27.6 |
| 95 | 山口県公共事業景観形成ガイドライン | 山口県 | H19.3 | 94 | 山口県公共事業景観形成ガイドライン | 山口県 | H19.3 |
| 96 | 土木工事数量算出要領(案) | 国土交通省 | 最新版 | 95 | 土木工事数量算出要領(案) | 国土交通省 | 最新版 |
| 97 | 土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案) | 国土交通省 | 最新版 | 96 | 土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案) | 国土交通省 | 最新版 |
| 98 | 土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案) | 国土交通省 | H28.3 | | | | |
| 99 | 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン | 機械式定着工法技術検討委員会 | H28.7 | | | | |
| 〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係 | | | | 〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係 | | | |
| 1 | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針 | 建設省 | S60.9 | 1 | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針 | 建設省 | S60.9 |
| 2 | ダム事業における環境影響評価の考え方 | ダム水源池環境整備センター | H12.12 | 2 | ダム事業における環境影響評価の考え方 | ダム水源池環境整備センター | H12.12 |
| 3 | 放水路事業における環境影響評価の考え方 | リバーフロント整備センター | H13.6 | 3 | 放水路事業における環境影響評価の考え方 | リバーフロント整備センター | H13.6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|-----------------------------------|--------------|--------|-------------|-----------------------------------|--------------|----------------------------|
| 4 | 改訂河川計画業務ガイドライン | 日本河川協会 | H2.4 | 4 | 改訂河川計画業務ガイドライン | 日本河川協会 | H2.4 |
| 5 | 国土交通省河川砂防技術基準 調査編 | 国土交通省 | H26.4 | 5 | 河川砂防技術基準 調査編 | 国土交通省 | H26.4 |
| 6 | 国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編 | 日本河川協会 | H17.11 | 6 | 国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編 | 国土交通省 | H17.11 |
| 7 | 改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(I・II) | 日本河川協会 | H9.10 | 7 | 改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(I・II) | 日本河川協会 | H9.10 |
| 8 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) | 国土交通省 | H27.3 | 8 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) | 国土交通省 | H27.3 |
| 9 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編) | 国土交通省 | H28.3 | 9 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編) | 国土交通省 | H28.3 |
| 10 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編) | 国土交通省 | H28.3 | | | | |
| 11 | 改訂 解説・河川管理施設等構造令 | 日本河川協会 | H12.1 | 10 | 改訂 解説・河川管理施設等構造令 | 日本河川協会 | H12.1 |
| 12 | 増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例 | 日本河川協会 | H19.9 | 11 | 増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例 | 日本河川協会 | H19.9 |
| 13 | 流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版- | 雨水貯留浸透技術協会 | H19.4 | 12 | 流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版- | 雨水貯留浸透技術協会 | H19.4 |
| 14 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | 日本港湾協会 | H19.9 | 13 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | 日本港湾協会 | H19.9 |
| 15 | 数字で見る港湾2017 | 日本港湾協会 | H29 | 14 | 数字で見る港湾2014 | 日本港湾協会 | H26.7 |
| 16 | 水門鉄管技術基準 | 電力土木技術協会 | | 15 | 水門鉄管技術基準 | 電力土木技術協会 | |
| | ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- | | H19.9 | | ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- | | H19.9 |
| | ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- | | H19.6 | | ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- | | H19.6 |
| | ・FRP(M)水圧管編 | | H22.4 | | ・FRP(M)水圧管編 | | H22.4 |
| 17 | 柔構造樋門設計の手引き | 国土開発技術研究センター | H10.12 | 16 | 柔構造樋門設計の手引き | 国土開発技術研究センター | H10.12 |
| 18 | 河川土工マニュアル | 国土技術研究センター | H21.4 | 17 | 河川土工マニュアル | 国土技術研究センター | H21.4 |
| 19 | ダム・堰施設技術基準(案) | 国土交通省 | H28.3 | 18 | ダム・堰施設技術基準(案) | 国土交通省 | H28.3 |
| 20 | ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) | ダム・堰施設技術協会 | H28.10 | 19 | ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) | ダム・堰施設技術協会 | H28.9 (H23.7) H29.10 |
| 21 | 水門・樋門ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H13.12 | 20 | 水門・樋門ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H13.12 |
| 22 | 鋼製起状ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H11.10 | 21 | 鋼製起状ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H11.10 |
| 23 | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H12.8 | 22 | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H12.8 |
| 24 | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H12.6 | 23 | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 | H12.6 |
| 25 | 揚排水ポンプ設備技術基準(案) | 国土交通省 | H26.3 | 24 | 揚排水ポンプ設備技術基準(案) | 国土交通省 | H26.3 |
| 26 | 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 | 河川ポンプ施設技術協会 | H27.2 | 25 | 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 | 河川ポンプ施設技術協会 | H27.2 |
| 27 | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版) | 全国海岸協会 | H16.6 | 26 | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版) | 全国海岸協会 | H16.6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--------------------------------------|---------------------|--------|-------------|--------------------------------------|---------------------|--------|
| 28 | 海岸便覧 | 全国海岸協会 | H14.3 | 27 | 海岸便覧 | 全国海岸協会 | H14.3 |
| 29 | (第2次改訂)ダム設計基準 | 日本大ダム会議 | S53.8 | 28 | (第2次改訂)ダム設計基準 | 日本大ダム会議 | S53.8 |
| 30 | 仮締切堤設置基準(案) | 国土交通省河川局治水課 | H26.12 | 29 | 仮締切堤設置基準(案) | 国土交通省河川局治水課 | H26.12 |
| 31 | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル | 国土技術研究センター | H13.5 | 30 | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル | 国土技術研究センター | H13.5 |
| 32 | 堤防余盛基準について | 建設省河川局治水課 | S44.1 | 31 | 堤防余盛基準について | 建設省河川局治水課 | S44.1 |
| 33 | ダム基礎地質調査基準 | 日本大ダム会議 | S51.3 | 32 | ダム基礎地質調査基準 | 日本大ダム会議 | S51.3 |
| 34 | ダム構造物管理基準 改訂 | 日本大ダム会議 | S61.11 | 33 | ダム構造物管理基準 改訂 | 日本大ダム会議 | S61.11 |
| 35 | 水管橋設計基準 | 日本水道鋼管協会 | H11.6 | 34 | 水管橋設計基準 | 日本水道鋼管協会 | H11.6 |
| 36 | 河川事業関係例規集 | 日本河川協会 | 毎年発行 | 35 | 河川事業関係例規集 | 日本河川協会 | 毎年発行 |
| 37 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H28.1 | 36 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H28.1 |
| 38 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H28.1 | 37 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H28.1 |
| 39 | 河川関係法令例規集(加除式) | 第1法規 | — | 38 | 河川関係法令例規集(加除式) | 第1法規 | — |
| 40 | 護岸の力学設計法 改訂 | 国土技術研究センター | H19.11 | 39 | 護岸の力学設計法 改訂 | 国土技術研究センター | H19.11 |
| 41 | 海岸保全施設構造例集 | 全国海岸協会 | S57.3 | 40 | 海岸保全施設構造例集 | 全国海岸協会 | S57.3 |
| 42 | 漁港・漁場の施設の設計の手引き2003年版(上・下巻) | 全国漁港漁場協会 | H15.10 | 41 | 漁港・漁場の施設の設計の手引き2003年版(上・下巻) | 全国漁港漁場協会 | H15.10 |
| 43 | ジャケット式鋼製護岸設計指針(案) | 日本港湾協会 | S52.3 | 42 | ジャケット式鋼製護岸設計指針(案) | 日本港湾協会 | S52.3 |
| 44 | 砂防関係法令例規集 | 全国治水砂防協会 | 毎年発行 | 43 | 砂防関係法令例規集 | 全国治水砂防協会 | 毎年発行 |
| 45 | 砂防指定地実務ハンドブック | 全国治水砂防協会 | H13.2 | 44 | 砂防指定地実務ハンドブック | 全国治水砂防協会 | H13.2 |
| 46 | 河川における樹木管理の手引き | リバーフロント整備センター | H11.9 | 45 | 河川における樹木管理の手引き | リバーフロント整備センター | H11.9 |
| 47 | 都市河川計画の手引き(洪水防御計画編) | 国土開発技術研究センター | H5.6 | 46 | 都市河川計画の手引き(洪水防御計画編) | 国土開発技術研究センター | H5.6 |
| 48 | 河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務) | 国土開発技術研究センター | H5.10 | 47 | 河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務) | 国土開発技術研究センター | H5.10 |
| 49 | 河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務) | 国土開発技術研究センター | H8.11 | 48 | 河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務) | 国土開発技術研究センター | H8.11 |
| 50 | 河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務) | 国土開発技術研究センター | H8.11 | 49 | 河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務) | 国土開発技術研究センター | H8.11 |
| 51 | 土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－ | 全日本建設技術協会 | H14.1 | 50 | 土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－ | 全日本建設技術協会 | H14.1 |
| 52 | 床止めの構造設計の手引き | 国土開発技術研究センター | H10.12 | 51 | 床止めの構造設計の手引き | 国土開発技術研究センター | H10.12 |
| 53 | 海岸保全計画の手引き | 全国海岸協会 | H6.3 | 52 | 海岸保全計画の手引き | 全国海岸協会 | H6.3 |
| 54 | 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版 | 全国海岸協会 | H18.1 | 53 | 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版 | 全国海岸協会 | H18.1 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|-----------------------------------|---------------------|--------|-------------|-----------------------------------|---------------------|--------|
| 55 | 人工リーフの設計の手引き | 全国海岸協会 | H16.3 | 54 | 人工リーフの設計の手引き | 全国海岸協会 | H16.3 |
| 56 | 治水経済調査マニュアル(案) | 国土交通省河川局 | H17.4 | 55 | 治水経済調査マニュアル(案) | 国土交通省河川局 | H17.4 |
| 57 | 港湾調査指針(改訂) | 日本港湾協会 | S62.6 | 56 | 港湾調査指針(改訂) | 日本港湾協会 | S62.6 |
| 58 | 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル | 日本港湾協会 | H3.3 | 57 | 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル | 日本港湾協会 | H3.3 |
| 59 | ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版) | 日本マリナービーチ協会 | H17.10 | 58 | ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版) | 日本マリナービーチ協会 | H17.10 |
| 60 | 港湾環境整備施設技術マニュアル | 沿岸開発技術開発センター | H3.3 | 59 | 港湾環境整備施設技術マニュアル | 沿岸開発技術開発センター | H3.3 |
| 61 | 農地防災事業便覧 平成10年度版 | 農地防災事業研究会 | H11.1 | 60 | 農地防災事業便覧 平成10年度版 | 農地防災事業研究会 | H11.1 |
| 62 | 漁港計画の手引き 平成4年度改訂版 | 全国漁港協会 | H4.11 | 61 | 漁港計画の手引き 平成4年度改訂版 | 全国漁港協会 | H4.11 |
| 63 | 漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版 | 全国漁港協会 | H8.9 | 62 | 漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版 | 全国漁港協会 | H8.9 |
| 64 | 水と緑の溪流づくり調査 | 建設省河川局砂防部 | H3.8 | 63 | 水と緑の溪流づくり調査 | 建設省河川局砂防部 | H3.8 |
| 65 | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 | H6.9 | 64 | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 | H6.9 |
| 66 | 砂防における自然環境調査マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 | H3.1 | 65 | 砂防における自然環境調査マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 | H3.1 |
| 67 | 改訂版 砂防設計公式集(マニュアル) | 全国治水砂防協会 | S59.10 | 66 | 改訂版 砂防設計公式集(マニュアル) | 全国治水砂防協会 | S59.10 |
| 68 | ダム貯水池水質調査要領 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H27.3 | 67 | ダム貯水池水質調査要領 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H27.3 |
| 69 | グラウチング技術指針・同解説 | 国土技術研究センター | H15.7 | 68 | グラウチング技術指針・同解説 | 国土技術研究センター | H15.7 |
| 70 | 鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版) | 砂防・地すべり技術センター | H21.9 | 69 | 鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版) | 砂防・地すべり技術センター | H21.9 |
| 71 | 土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案) | 建設省河川局砂防部 | H11.4 | 70 | 土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案) | 建設省河川局砂防部 | H11.4 |
| 72 | 新版 地すべり鋼管杭設計要領 | 斜面防災対策技術協会 | H20.5 | 71 | 新版 地すべり鋼管杭設計要領 | 斜面防災対策技術協会 | H20.5 |
| 73 | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針- | 全国治水砂防協会 | H19.9 | 72 | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針- | 全国治水砂防協会 | H19.9 |
| 74 | ダム事業の手引き(平成元年度版) | ダム技術センター | H元.4 | 73 | ダム事業の手引き(平成元年度版) | ダム技術センター | H元.4 |
| 75 | フィルダムの耐震設計指針(案) | 国土開発技術研究センター | H3.6 | 74 | フィルダムの耐震設計指針(案) | 国土開発技術研究センター | H3.6 |
| 76 | 多目的ダムの建設 | ダム技術センター | H17.6 | 75 | 多目的ダムの建設 | ダム技術センター | H17.6 |
| 77 | 改訂3版 コンクリートダムの細部技術 | ダム技術センター | H22.7 | 76 | 改訂3版 コンクリートダムの細部技術 | ダム技術センター | H22.7 |
| 78 | ルジオンテスト技術指針・同解説 | 国土技術研究センター | H18.7 | 77 | ルジオンテスト技術指針・同解説 | 国土技術研究センター | H18.7 |
| 79 | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版) | 電力土木技術協会 | H23.3 | 78 | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版) | 電力土木技術協会 | H23.3 |
| 80 | ダムの地質調査 | 土木学会 | S62.6 | 79 | ダムの地質調査 | 土木学会 | S62.6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--------------------------------------|-----------------------------|--------|-------------|--------------------------------------|-----------------------------|--------|
| 81 | ダムの岩盤掘削 | 土木学会 | H4.4 | 80 | ダムの岩盤掘削 | 土木学会 | H4.4 |
| 82 | 原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載荷試験法- | 土木学会 | H12.12 | 81 | 原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載荷試験法- | 土木学会 | H12.12 |
| 83 | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～ | 土木学会 | H3.11 | 82 | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～ | 土木学会 | H3.11 |
| 84 | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン | 国土交通省河川局 | H20.5 | 83 | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン | 国土交通省河川局 | H20.5 |
| 85 | 河川景観の形成と保全の考え方 | 国土交通省河川局 | H18.10 | 84 | 河川景観の形成と保全の考え方 | 国土交通省河川局 | H18.10 |
| 86 | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 | 国土交通省河川局河川環境課 | H18.8 | 85 | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 | 国土交通省河川局河川環境課 | H18.8 |
| 87 | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン | 国土交通省砂防部 | H19.2 | 86 | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン | 国土交通省砂防部 | H19.2 |
| 88 | 海岸景観形成ガイドライン | 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁 | H18.1 | 87 | 海岸景観形成ガイドライン | 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁 | H18.1 |
| 89 | 美しい山河を守る災害復旧基本方針 | 国土交通省 | H26.3 | 88 | 美しい山河を守る災害復旧基本方針 | 国土交通省 | H26.3 |
| 90 | 河川水辺総括資料作成調査の手引き(案) | リバーフロント整備センター | H13.8 | 89 | 河川水辺総括資料作成調査の手引き(案) | リバーフロント整備センター | H13.8 |
| 91 | 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編) | 国土交通省 | H16.3 | 90 | 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編) | 国土交通省 | H16.3 |
| 92 | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案) | 建設省河川局 | — | 91 | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案) | 建設省河川局 | — |
| 93 | 試験湛水実施要領(案) | 国土交通省 | H11.10 | 92 | 試験湛水実施要領(案) | 国土交通省 | H11.10 |
| 94 | 台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料 | ダム技術センター | H24.6 | 93 | 台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料 | ダム技術センター | H24.6 |
| 95 | 改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料 | ダム技術センター | H24.2 | 94 | 改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料 | ダム技術センター | H24.2 |
| 96 | 貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案) | 国土交通省 | H21.7 | 95 | 貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案) | 国土交通省 | H21.7 |
| 97 | 活断層地形要素判読マニュアル | (独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他 | H18.3 | 96 | 活断層地形要素判読マニュアル | (独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他 | H18.3 |
| 98 | 正常流量検討の手引き(案) | 国土交通省 | H19.9 | 97 | 正常流量検討の手引き(案) | 国土交通省 | H19.9 |
| 99 | 洪水予測システムチェックリスト(案) | 国土技術政策総合研究所 | H22.5 | 98 | 洪水予測システムチェックリスト(案) | 国土技術政策総合研究所 | H22.5 |
| 100 | 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版) | 国土交通省 | H27.7 | 99 | 浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版) | 国土交通省 | H26.3 |
| 101 | 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン | 国土交通省 | H26.1 | 100 | 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン | 国土交通省 | H26.1 |
| 102 | 水害ハザードマップ作成の手引き | 国土交通省 | H28.4 | | | | |
| 103 | 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 | 国土技術政策総合研究所 | H28.4 | 101 | 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 | 国土技術政策総合研究所 | H19.3 |
| 104 | 土石流・流木対策設計技術指針解説 | 国土技術政策総合研究所 | H28.4 | 102 | 土石流・流木対策設計技術指針解説 | 国土技術政策総合研究所 | H19.3 |
| 105 | 多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説 | リバーフロント整備センター | H23.10 | 103 | 多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説 | リバーフロント整備センター | H23.10 |
| | | | | 104 | 洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版) | 国土交通省 | H25.3 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--|--|--------|-------------|--|--|--------|
| 106 | リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案) | 国土交通省 | H17.6 | 105 | リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案) | 国土交通省 | H17.6 |
| 107 | 中小河川浸水想定区域図作成の手引き | 国土交通省 | H17.6 | 106 | 中小河川浸水想定区域図作成の手引き | 国土交通省 | H17.6 |
| 108 | 河道計画検討の手引き | 国土技術研究センター | H14.2 | 107 | 河道計画検討の手引き | 国土技術研究センター | H14.2 |
| 109 | 海岸施設設計便覧2000年版 | 土木学会 | H12.1 | 108 | 海岸施設設計便覧2000年版 | 土木学会 | H12.1 |
| 110 | 自然共生型海岸づくりの進め方 | 全国海岸協会 | H15.3 | 109 | 自然共生型海岸づくりの進め方 | 全国海岸協会 | H15.3 |
| 111 | 海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】 | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 | H16.6 | 110 | 海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】 | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 | H16.6 |
| 112 | 津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00 | 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室 | H24.10 | 111 | 津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00 | 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室 | H24.10 |
| 113 | 津波の河川遡上解析の手引き(案) | 国土技術研究センター | H19.5 | 112 | 津波の河川遡上解析の手引き(案) | 国土技術研究センター | H19.5 |
| 114 | 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver.3.1) | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 | H28.4 | 113 | 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver.2.0) | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 | H25.4 |
| 115 | 海岸における水防警報の手引き(案) | 国土交通省河川局防災課・海岸室 | H22.3 | 114 | 海岸における水防警報の手引き(案) | 国土交通省河川局防災課・海岸室 | H22.3 |
| 116 | 海岸漂着危険物対応ガイドライン | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾 | H21.6 | 115 | 海岸漂着危険物対応ガイドライン | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾 | H21.6 |
| 117 | 海岸保全施設維持管理マニュアル | 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 | H26.3 | 116 | 海岸保全施設維持管理マニュアル | 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 | H26.3 |
| 118 | 砂防事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 | 117 | 砂防事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 |
| 119 | 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 | 118 | 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 |
| 120 | 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 | 119 | 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 |
| 121 | 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H11.8 | 120 | 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H24.3 |
| 122 | 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H26.6 | 121 | 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H26.6 |
| 123 | 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部 | H27.2 | 122 | 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き | 国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部 | H17.6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--|--|--------|-------------|--|--|--------|
| 124 | 国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案) | 国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所 | H17.6 | 123 | 国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案) | 国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所 | H17.6 |
| 125 | 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案) | 国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター | H17.7 | 124 | 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案) | 国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター | H17.7 |
| 126 | 土砂災害警戒避難ガイドライン | 国土交通省砂防部 | H27.4 | 125 | 土砂災害警戒避難ガイドライン | 国土交通省河川局砂防部 | H19.4 |
| 127 | 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン | 国土交通省河川局砂防部 | H19.4 | 126 | 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン | 国土交通省河川局砂防部 | H19.4 |
| 128 | 火山噴火に起因する土砂災害予想区域図作成の手引き(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H25.3 | 127 | 火山噴火に起因する土砂災害予想区域図作成の手引き(案) | 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 | H25.3 |
| 129 | 「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」 | 国土交通省河川局砂防部 | H20.1 | 128 | 「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」 | 国土交通省河川局砂防部 | H20.1 |
| 130 | 既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案) | 国土交通省河川局砂防部保全課 | H22.2 | 129 | 既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案) | 国土交通省河川局砂防部保全課 | H22.2 |
| 131 | 山地河道における流砂水文観測の手引き(案) | 国土交通省国土技術政策総合研究所 | H24.4 | 130 | 山地河道における流砂水文観測の手引き(案) | 国土交通省国土技術政策総合研究所 | H24.4 |
| 132 | 深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案) | 土木研究所 | H25.1 | 131 | 深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案) | 土木研究所 | H25.1 |
| 133 | 大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案) | 土木研究所 | H24.6 | 132 | 大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案) | 土木研究所 | H24.6 |
| 134 | 表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案) | 土木研究所 | H21.1 | 133 | 表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案) | 土木研究所 | H21.1 |
| 135 | 天然ダム監視技術マニュアル(案) | 土木研究所 | H20.12 | 134 | 天然ダム監視技術マニュアル(案) | 土木研究所 | H20.12 |
| 136 | 深層崩壊の発生のおそれのある溪流抽出マニュアル(案) | 土木研究所 | H20.11 | 135 | 深層崩壊の発生のおそれのある溪流抽出マニュアル(案) | 土木研究所 | H20.11 |
| 137 | 振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案) | 土木研究所 | H17.7 | 136 | 振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案) | 土木研究所 | H17.7 |
| 138 | 砂防ソイルセメント設計・施工便覧 | 砂防・地すべり技術センター | H23.10 | 137 | 砂防ソイルセメント設計・施工便覧 | 砂防・地すべり技術センター | H23.10 |
| 139 | 集落雪崩対策工事技術指針 | 雪センター | H8.2 | 138 | 集落雪崩対策工事技術指針 | 雪センター | H8.2 |
| 140 | 北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案) | 土木研究所寒地土木研究所 | H22.3 | 139 | 北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案) | 土木研究所寒地土木研究所 | H22.3 |
| 141 | 火山砂防策定指針 | 建設省河川局砂防部 | H4.4 | 140 | 火山砂防策定指針 | 建設省河川局砂防部 | H4.4 |
| 142 | 深層崩壊対策技術に関する基本的事項 | 国土交通省国土技術政策総合研究所 | H26.9 | 141 | 深層崩壊対策技術に関する基本的事項 | 国土交通省国土技術政策総合研究所 | H26.9 |
| 143 | 河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き | 国土交通省水管理・国土保全局 | H23.11 | 142 | 河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き | 国土交通省水管理・国土保全局 | H23.11 |
| 144 | 砂防関係施設点検要領(案) | 国土交通省砂防部保全課 | H26.9 | | | | |
| 145 | 海岸施設設計便覧(2000年版) | 土木学会 | H12.11 | 143 | 海岸施設設計便覧(2000年版) | 土木学会 | H12.11 |
| 146 | 海岸保全施設耐震点検マニュアル | 農林水産省・水産庁・運輸省・建設省 | H7.4 | 144 | 海岸保全施設耐震点検マニュアル | 農林水産省・水産庁・運輸省・建設省 | H7.4 |
| 147 | 河川堤防設計指針 | 国土交通省河川局 | H19.3 | 145 | 河川堤防設計指針 | 国土交通省河川局 | H19.3 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|-----------------|---|-------------------------------|---------|-----------------|---|-------------------------------|---------|
| 148 | 河川堤防構造検討の手引き | (財)国土技術研究センター | H24. 2 | 146 | 河川堤防構造検討の手引き | (財)国土技術研究センター | H24. 2 |
| 149 | ドレーン工設計マニュアル | 国土交通省水管理・国土保全局 | H25. 6 | 147 | ドレーン工設計マニュアル | 国土交通省水管理・国土保全局 | H25. 6 |
| 150 | ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案) | 国土交通省 | H27. 3 | | | | |
| 〔3〕 道路関係 | | | | 〔3〕 道路関係 | | | |
| 1 | 建設省所管道路事業影響評価技術指針 | 建設省 | S60. 9 | 1 | 建設省所管道路事業影響評価技術指針 | 建設省 | S60. 9 |
| 2 | 道路環境影響評価要覧<1992版> | 道路環境研究所 | H 4. 9 | 2 | 道路環境影響評価要覧<1992版> | 道路環境研究所 | H 4. 9 |
| 3 | 道路構造令の解説と運用 | 日本道路協会 | H27. 6 | 3 | 道路構造令の解説と運用 | 日本道路協会 | H16. 2 |
| 4 | 第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達- | ぎょうせい | H14. 3 | 4 | 第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達- | ぎょうせい | H14. 3 |
| 5 | 林道規程-運用と解説- | 日本林道協会 | H23. 9 | 5 | 林道規程-運用と解説- | 日本林道協会 | H23. 9 |
| 6 | 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省) | 国土交通省 | - | 6 | 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省) | 国土交通省 | - |
| 7 | 交通渋滞実態調査マニュアル | 建設省土木研究所 | H2. 2 | 7 | 交通渋滞実態調査マニュアル | 建設省土木研究所 | H2. 2 |
| 8 | 自転車道等の設計基準解説 | 日本道路協会 | S49. 10 | 8 | 自転車道等の設計基準解説 | 日本道路協会 | S49. 10 |
| 9 | 自転車道必携 | 自転車道路協会 | S60. 3 | 9 | 自転車道必携 | 自転車道路協会 | S60. 3 |
| 10 | 自転車利用環境整備のためのキーポイント | 日本道路協会 | H25. 6 | 10 | 自転車利用環境整備のためのキーポイント | 日本道路協会 | H25. 6 |
| 11 | 交通工学ハンドブック 2014 | 交通工学研究会 | H25. 12 | 11 | 交通工学ハンドブック 2014 | 交通工学研究会 | H25. 12 |
| 12 | クロソイドポケットブック(改訂版) | 日本道路協会 | S49. 8 | 12 | クロソイドポケットブック(改訂版) | 日本道路協会 | S49. 8 |
| 13 | 道路の交通容量 | 日本道路協会 | S59. 9 | 13 | 道路の交通容量 | 日本道路協会 | S59. 9 |
| 14 | 道路の交通容量1985 | 交通工学研究会 | S62. 2 | 14 | 道路の交通容量1985 | 交通工学研究会 | S62. 2 |
| 15 | HIGHWAY CAPACITY MANUAL | Transportation Research board | 2010 | 15 | HIGHWAY CAPACITY MANUAL | Transportation Research board | 2010 |
| 16 | 改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版 | 交通工学研究会 | H19. 7 | 16 | 改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版 | 交通工学研究会 | H19. 7 |
| 17 | 平面交差の計画と設計-応用編-2007 | 交通工学研究会 | H19. 10 | 17 | 平面交差の計画と設計-応用編-2007 | 交通工学研究会 | H19. 10 |
| 18 | 路面標示設置マニュアル | 交通工学研究会 | H24. 1 | 18 | 路面標示設置マニュアル | 交通工学研究会 | H24. 1 |
| 19 | 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計 | 交通工学研究会 | S63. 12 | 19 | 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計 | 交通工学研究会 | S63. 12 |
| 20 | 生活道路のゾーン対策マニュアル | 交通工学研究会 | H29. 3 | 20 | 生活道路のゾーン対策マニュアル | 交通工学研究会 | H23. 12 |
| 21 | 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版) | 国土技術政策総合研究所、土木研究所 | H25. 3 | 21 | 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版) | 国土技術政策総合研究所、土木研究所 | H25. 3 |
| 22 | 道路土工要綱 | 日本道路協会 | H21. 6 | 22 | 道路土工要綱 | 日本道路協会 | H21. 6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--|-------------------|--------|-------------|--|-------------------|--------|
| 23 | 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版) | 日本道路協会 | H21.6 | 23 | 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版) | 日本道路協会 | H21.6 |
| 24 | 道路土工盛土工指針(平成22年度版) | 日本道路協会 | H22.4 | 24 | 道路土工盛土工指針(平成22年度版) | 日本道路協会 | H22.4 |
| 25 | 道路土工軟弱地盤対策工指針(平成24年度版) | 日本道路協会 | H24.8 | 25 | 道路土工軟弱地盤対策工指針(平成24年度版) | 日本道路協会 | H24.8 |
| 26 | 道路土工仮設構造物工指針 | 日本道路協会 | H11.3 | 26 | 道路土工仮設構造物工指針 | 日本道路協会 | H11.3 |
| 27 | 道路土工擁壁工指針(平成24年度版) | 日本道路協会 | H24.7 | 27 | 道路土工擁壁工指針(平成24年度版) | 日本道路協会 | H24.7 |
| 28 | 道路土工カルバート工指針(平成21年度版) | 日本道路協会 | H22.3 | 28 | 道路土工カルバート工指針(平成21年度版) | 日本道路協会 | H22.3 |
| 29 | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版 | 土木研究センター | H26.8 | 29 | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版 | 土木研究センター | H26.8 |
| 30 | 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版 | 土木研究センター | H26.8 | 30 | 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版 | 土木研究センター | H26.8 |
| 31 | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版 | 土木研究センター | H25.12 | 31 | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版 | 土木研究センター | H25.12 |
| 32 | アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル | 土木研究センター | H26.9 | 32 | アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル | 土木研究センター | H26.9 |
| 33 | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製) | 全国ボックスカルバート協会 | H23.3 | 33 | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製) | 全国ボックスカルバート協会 | H23.3 |
| 34 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂) | 強化プラスチック複合管協会 | H11.3 | 34 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂) | 強化プラスチック複合管協会 | H11.3 |
| 35 | 下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂) | 全国セラミックパイプ工業組合 | H11.3 | 35 | 下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂) | 全国セラミックパイプ工業組合 | H11.3 |
| 36 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針 | 塩化ビニル管継手協会 | H11.3 | 36 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針 | 塩化ビニル管継手協会 | H11.3 |
| 37 | プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説 | 日本PCボックスカルバート製品協会 | H24.3 | 37 | PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版) | 日本PCボックスカルバート製品協会 | H3.10 |
| 38 | のり枠工の設計・施工指針 | 全国特定法面保護協会 | H25.10 | 38 | のり枠工の設計・施工指針 | 全国特定法面保護協会 | H25.10 |
| 39 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編) | 日本道路協会 | H24.3 | 39 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編) | 日本道路協会 | H24.3 |
| 40 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編) | 日本道路協会 | H24.3 | 40 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編) | 日本道路協会 | H24.3 |
| 41 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編) | 日本道路協会 | H24.3 | 41 | 道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編) | 日本道路協会 | H24.3 |
| 42 | 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) | 日本道路協会 | H24.3 | 42 | 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) | 日本道路協会 | H24.3 |
| 43 | 鋼道路橋の疲労設計指針 | 日本道路協会 | H14.3 | 43 | 鋼道路橋の疲労設計指針 | 日本道路協会 | H14.3 |
| 44 | 鋼道路橋設計便覧 | 日本道路協会 | S55.8 | 44 | 鋼道路橋設計便覧 | 日本道路協会 | S55.8 |
| 45 | 鋼道路橋施工便覧(改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 | 45 | 鋼道路橋施工便覧(改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 |
| 46 | 道路橋耐風設計便覧 | 日本道路協会 | H20.1 | 46 | 道路橋耐風設計便覧 | 日本道路協会 | H20.1 |
| 47 | 杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 | 47 | 杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 |
| 48 | 杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 | 48 | 杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版) | 日本道路協会 | H27.4 |
| 49 | 鋼管矢板基礎設計施工便覧 | 日本道路協会 | H9.12 | 49 | 鋼管矢板基礎設計施工便覧 | 日本道路協会 | H9.12 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|---|--------|--------|-------------|---|--------|--------|
| 50 | 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 | 日本道路協会 | H24.4 | 50 | 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 | 日本道路協会 | H24.11 |
| 51 | 立体横断施設技術基準・同解説 | 日本道路協会 | S54.1 | 51 | 立体横断施設技術基準・同解説 | 日本道路協会 | S54.1 |
| 52 | コンクリート道路橋設計便覧 | 日本道路協会 | H6.2 | 52 | コンクリート道路橋設計便覧 | 日本道路協会 | H6.2 |
| 53 | コンクリート道路橋施工便覧 | 日本道路協会 | H10.1 | 53 | コンクリート道路橋施工便覧 | 日本道路協会 | H10.1 |
| 54 | プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁た道路橋設計・施工指針 | 日本道路協会 | H4.10 | 54 | プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁た道路橋設計・施工指針 | 日本道路協会 | H4.10 |
| 55 | 道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編) | 日本道路協会 | H5.4 | 55 | 道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編) | 日本道路協会 | H5.4 |
| 56 | 道路橋支承標準設計(すべり支承編) | 日本道路協会 | H5.5 | 56 | 道路橋支承標準設計(すべり支承編) | 日本道路協会 | H5.5 |
| 57 | 道路橋伸縮装置便覧 | 日本道路協会 | S45.11 | 57 | 道路橋伸縮装置便覧 | 日本道路協会 | S45.11 |
| 58 | 道路橋支承便覧 | 日本道路協会 | H16.4 | 58 | 道路橋支承便覧 | 日本道路協会 | H16.4 |
| 59 | 鋼道路橋防食便覧 | 日本道路協会 | H26.3 | 59 | 鋼道路橋防食便覧 | 日本道路協会 | H26.5 |
| 60 | 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳- | 日本道路協会 | H2.6 | 60 | 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳- | 日本道路協会 | H2.6 |
| 61 | 鋼橋の疲労 | 日本道路協会 | H9.5 | 61 | 鋼橋の疲労 | 日本道路協会 | H9.5 |
| 62 | 道路橋補修便覧 | 日本道路協会 | S54.2 | 62 | 道路橋補修便覧 | 日本道路協会 | S54.2 |
| 63 | 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 | 日本道路協会 | H3.7 | 63 | 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 | 日本道路協会 | H3.7 |
| 64 | 小規模吊橋指針・同解説 | 日本道路協会 | S59.4 | 64 | 小規模吊橋指針・同解説 | 日本道路協会 | S59.4 |
| 65 | 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 | 日本道路協会 | S59.2 | 65 | 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 | 日本道路協会 | S59.2 |
| 66 | 道路橋床版防水便覧 | 日本道路協会 | H19.3 | 66 | 道路橋床版防水便覧 | 日本道路協会 | H19.3 |
| 67 | 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料 | 日本道路協会 | S62.1 | 67 | 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料 | 日本道路協会 | S62.1 |
| 68 | 鋼構造架設設計施工指針[2001年版] | 土木学会 | H14.4 | 68 | 鋼構造架設設計施工指針[2001年版] | 土木学会 | H14.4 |
| 69 | 美しい橋のデザインマニュアル第1集 | 土木学会 | H5.3 | 69 | 美しい橋のデザインマニュアル第1集 | 土木学会 | H5.3 |
| 70 | 美しい橋のデザインマニュアル第2集 | 土木学会 | H5.7 | 70 | 美しい橋のデザインマニュアル第2集 | 土木学会 | H5.7 |
| 71 | 橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧 | 日本道路協会 | S52.7 | 71 | 橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧 | 日本道路協会 | S52.7 |
| | 橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧 | | S56.6 | | 橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧 | | S56.6 |
| | 橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート | | H4.5 | | 橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート | | H4.5 |
| 72 | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版 | 日本道路協会 | H20.10 | 72 | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版 | 日本道路協会 | H20.10 |
| 73 | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 | 日本道路協会 | H15.11 | 73 | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 | 日本道路協会 | H15.11 |
| 74 | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H13.10 | 74 | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H13.10 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|--------------------------|---------------------|--------|-------------|-------------------------|---------------------|--------|
| 75 | 道路トンネル維持管理便覧 | 日本道路協会 | H5.11 | | | | |
| 76 | 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版) | 日本道路協会 | H27.6 | 75 | 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版) | 日本道路協会 | H27.6 |
| 77 | 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版) | 日本道路協会 | H28.11 | | | | |
| 78 | 道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版 | 日本道路協会 | H21.2 | 76 | 道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版 | 日本道路協会 | H21.2 |
| 79 | 道路トンネル安全施工技術指針 | 日本道路協会 | H8.10 | 77 | 道路トンネル安全施工技術指針 | 日本道路協会 | H8.10 |
| 80 | シールドトンネル設計・施工指針 | 日本道路協会 | H21.2 | 78 | シールドトンネル設計・施工指針 | 日本道路協会 | H21.2 |
| 81 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 日本道路協会 | H13.9 | 79 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 日本道路協会 | H13.9 |
| 82 | 舗装設計施工指針 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 | 80 | 舗装設計施工指針 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 |
| 83 | 排水性舗装技術指針(案) | 日本道路協会 | H8.11 | 81 | 排水性舗装技術指針(案) | 日本道路協会 | H8.11 |
| 84 | 転圧コンクリート舗装技術指針(案) | 日本道路協会 | H2.11 | 82 | 転圧コンクリート舗装技術指針(案) | 日本道路協会 | H2.11 |
| 85 | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版) | 日本道路協会 | H4.12 | 83 | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版) | 日本道路協会 | H4.12 |
| 86 | 舗装設計便覧 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 | 84 | 舗装設計便覧 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 |
| 87 | 舗装施工便覧 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 | 85 | 舗装施工便覧 平成18年版 | 日本道路協会 | H18.2 |
| 88 | アスファルト混合所便覧(平成8年版) | 日本道路協会 | H8.10 | 86 | アスファルト混合所便覧(平成8年版) | 日本道路協会 | H8.10 |
| 89 | 舗装再生便覧 平成22年版 | 日本道路協会 | H22.11 | 87 | 舗装再生便覧 平成22年版 | 日本道路協会 | H22.11 |
| 90 | 砂利道の歴青路面処理指針 | 日本アスファルト協会 | S59.9 | 88 | 砂利道の歴青路面処理指針 | 日本アスファルト協会 | S59.9 |
| 91 | フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案) | 日本アスファルト協会 | S61.9 | 89 | フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案) | 日本アスファルト協会 | S61.9 |
| 92 | 高炉スラグ路盤設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S57.6 | 90 | 高炉スラグ路盤設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S57.6 |
| 93 | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S57.7 | 91 | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S57.7 |
| 94 | 製鋼スラグ路盤設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S60.9 | 92 | 製鋼スラグ路盤設計施工指針 | 鐵鋼スラグ協会 | S60.9 |
| 95 | インターロッキングブロック舗装設計施工要領 | インターロッキングブロック舗装技術協会 | H19.3 | 93 | インターロッキングブロック舗装設計施工要領 | インターロッキングブロック舗装技術協会 | H19.3 |
| 96 | 設計要領第一集 舗装編 | NEXCO | H24.7 | 94 | 設計要領第一集 舗装編 | NEXCO | H24.7 |
| 97 | 構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成27年版 | 国土交通省 | H27.3 | 95 | 構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成27年版 | 国土交通省 | H27.3 |
| 98 | 併用軌道構造設計指針 | 日本道路協会 | S37.5 | 96 | 併用軌道構造設計指針 | 日本道路協会 | S37.5 |
| 99 | 路上再生路盤工法技術指針(案) | 日本道路協会 | S62.1 | 97 | 路上再生路盤工法技術指針(案) | 日本道路協会 | S62.1 |
| 100 | 路上表層再生工法技術指針(案) | 日本道路協会 | S63.11 | 98 | 路上表層再生工法技術指針(案) | 日本道路協会 | S63.11 |
| 101 | 道路維持修繕要綱(改訂版) | 日本道路協会 | S53.7 | 99 | 道路維持修繕要綱(改訂版) | 日本道路協会 | S53.7 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------|---------------------------|-----------------------|--------|-------------|---------------------------|-----------------------|--------|
| 102 | 舗装調査・試験法便覧(全4分冊) | 日本道路協会 | H19.6 | 100 | 舗装調査・試験法便覧(全4分冊) | 日本道路協会 | H22.11 |
| 103 | 道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版 | 日本道路協会 | H18.9 | 101 | 道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版 | 日本道路協会 | H18.9 |
| 104 | 道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版 | 日本道路協会 | H19.3 | 102 | 道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版 | 日本道路協会 | H19.3 |
| 105 | 道路震災対策便覧(震災危機管理編) | 日本道路協会 | H23.1 | 103 | 道路震災対策便覧(震災危機管理編) | 日本道路協会 | H23.1 |
| 106 | 落石対策便覧 | 日本道路協会 | H12.6 | 104 | 落石対策便覧 | 日本道路協会 | H12.6 |
| 107 | 道路緑化技術基準・同解説 | 日本道路協会 | H28.3 | 105 | 道路緑化技術基準・同解説 | 日本道路協会 | H27.3 |
| 108 | 道路土工構造物技術基準 | 国土交通省 | H27.3 | 106 | 道路土工構造物技術基準 | 国土交通省 | H27.3 |
| 109 | 道路防雪便覧 | 日本道路協会 | H2.5 | 107 | 道路防雪便覧 | 日本道路協会 | H2.5 |
| 110 | 共同溝設計指針 | 日本道路協会 | S61.3 | 108 | 共同溝設計指針 | 日本道路協会 | S61.3 |
| 111 | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) | 道路保全技術センター | H6.3 | 109 | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) | 道路保全技術センター | H6.3 |
| 112 | 共同溝耐震設計要領(案) | 建設省土木研究所 | S59.10 | 110 | 共同溝耐震設計要領(案) | 建設省土木研究所 | S59.10 |
| 113 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説 | 開発問題研究所 | H5.8 | 111 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説 | 開発問題研究所 | H5.8 |
| 114 | 防護柵の設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H28.12 | 112 | 防護柵の設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H28.3 |
| 115 | 車両用防護柵標準仕様・同解説 | 日本道路協会 | H16.3 | 113 | 車両用防護柵標準仕様・同解説 | 日本道路協会 | H16.3 |
| 116 | 道路標識設置基準・同解説 | 日本道路協会 | S62.1 | 114 | 道路標識設置基準・同解説 | 日本道路協会 | S62.1 |
| 117 | 視線誘導標設置基準・同解説 | 日本道路協会 | S59.10 | 115 | 視線誘導標設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H27.3 |
| 118 | 道路照明施設設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H19.10 | 116 | 道路照明施設設置基準・同解説 | 日本道路協会 | H19.10 |
| 119 | 道路・トンネル照明器材仕様書 | 建設電気技術協会 | H28.3 | 117 | 道路・トンネル照明器材仕様書 | 建設電気技術協会 | H28.3 |
| 120 | LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) | 国土交通省 | H27.3 | 118 | LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) | 国土交通省 | H27.3 |
| 121 | 道路反射鏡設置指針 | 日本道路協会 | S55.12 | 119 | 道路反射鏡設置指針 | 日本道路協会 | S55.12 |
| 122 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 | 日本道路協会 | S60.9 | 120 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 | 日本道路協会 | S60.9 |
| 123 | 道路標識ハンドブック(2012年度版) | 全国道路標識・標示業協会 | H25.2 | 121 | 道路標識ハンドブック(2012年度版) | 全国道路標識・標示業協会 | H25.2 |
| 124 | 路面標示ハンドブック | 全国道路標識・標示業協会 | H25 | 122 | 路面標示ハンドブック | 全国道路標識・標示業協会 | H25 |
| 125 | 駐車場設計・施工指針 同解説 | 日本道路協会 | H4.11 | 123 | 駐車場設計・施工指針 同解説 | 日本道路協会 | H4.11 |
| 126 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説 | 日本道路協会 | H11.9 | 124 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説 | 日本道路協会 | H11.9 |
| 127 | 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説 | 道路環境研究所 | H17.7 | 125 | 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説 | 道路環境研究所 | H17.7 |
| 128 | 平成21年度道路環境センサ調査要領 | 道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所 | H21.6 | 126 | 平成21年度道路環境センサ調査要領 | 道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所 | H21.6 |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|------------------|--------------------------------------|----------------|-------|------------------|--------------------------------------|----------------|-------|
| 129 | 路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説 | 日本道路協会 | H19.1 | 127 | 路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説 | 日本道路協会 | H19.1 |
| 130 | 道路防災総点検要領[豪雪・豪雨等] | 道路保全技術センター | H8.8 | 128 | 道路防災総点検要領[豪雪・豪雨等] | 道路保全技術センター | H8.8 |
| 131 | 道路防災総点検要領[地震] | 道路保全技術センター | H8.8 | 129 | 道路防災総点検要領[地震] | 道路保全技術センター | H8.8 |
| 132 | 防災カルテ作成・運用要領 | 道路保全技術センター | H8.12 | 130 | 防災カルテ作成・運用要領 | 道路保全技術センター | H8.12 |
| 133 | 道路防災点検の手引き[豪雪・豪雨等] | 道路保全技術センター | H19.9 | 131 | 道路防災点検の手引き[豪雪・豪雨等] | 道路保全技術センター | H19.9 |
| 134 | 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案) | 国土交通省道路局国道・防災課 | H16.3 | 132 | 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案) | 国土交通省道路局国道・防災課 | H16.3 |
| 135 | 橋梁定期点検要領 | 国土交通省道路局国道・防災課 | H26.6 | 133 | 橋梁定期点検要領 | 国土交通省道路局国道・防災課 | H26.6 |
| 136 | 山口県橋梁点検要領(案) | 山口県 | — | 134 | 山口県橋梁点検要領(案) | 山口県 | — |
| 137 | 橋梁における第三者被害予防措置要領(案) | 国土交通省道路局国道・防災課 | H16.3 | 135 | 橋梁における第三者被害予防措置要領(案) | 国土交通省道路局国道・防災課 | H16.3 |
| 138 | ずい道等建設工事における換気技術指針 | 建設業労働災害防止協会 | H24.3 | 136 | ずい道等建設工事における換気技術指針 | 建設業労働災害防止協会 | H24.3 |
| 139 | 道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案) | 日本建設機械施工協会 | H15.7 | 137 | 道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案) | 日本建設機械施工協会 | H15.7 |
| 140 | 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン | 国土交通省道路局 | H25.7 | 138 | 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン | 国土交通省道路局 | H25.7 |
| 141 | 凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準 | 国土交通省都市局・道路局 | H28.3 | | | | |
| 142 | ラウンドアバウトマニュアル | 交通工学研究会 | H28.4 | | | | |
| 143 | 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン | 国土交通省道路局警察庁交通局 | H28.7 | | | | |
| 〔4〕 下水道関係 | | | | 〔4〕 下水道関係 | | | |
| 1 | 下水道施設計画・設計指針と解説 | 日本下水道協会 | H21 | 1 | 下水道施設計画・設計指針と解説 | 日本下水道協会 | H21 |
| 2 | 下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編) | 日本下水道協会 | H26.9 | 2 | 下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編) | 日本下水道協会 | H26.9 |
| 3 | 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 | 日本下水道協会 | H16 | 3 | 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 | 日本下水道協会 | H16 |
| 4 | 下水道管路施設設計の手引 | 日本下水道協会 | H3 | 4 | 下水道管路施設設計の手引 | 日本下水道協会 | H3 |
| 5 | 下水道施設の耐震対策指針と解説 | 日本下水道協会 | H26 | 5 | 下水道施設の耐震対策指針と解説 | 日本下水道協会 | H26 |
| 6 | 下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー | 日本下水道協会 | H27 | 6 | 下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー | 日本下水道協会 | H27 |
| 7 | 下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー | 日本下水道協会 | H27 | 7 | 下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー | 日本下水道協会 | H27 |
| 8 | 下水道推進工法の指針と解説 | 日本下水道協会 | H22 | 8 | 下水道推進工法の指針と解説 | 日本下水道協会 | H22 |
| 9 | 下水道マンホール安全対策の手引き(案) | 日本下水道協会 | H11 | 9 | 下水道マンホール安全対策の手引き(案) | 日本下水道協会 | H11 |
| 10 | 委託者の下水道構造標準図 | - | - | 10 | 委託者の下水道構造標準図 | - | - |
| 11 | 委託者の道路埋設標準定規 | - | - | 11 | 委託者の道路埋設標準定規 | - | - |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

| 新（平成29年10月改訂版） | | | | 旧（平成29年1月版） | | | |
|----------------------|--|--------------------|--------|----------------------|--|--------------------|--------|
| 12 | 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 | 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 | H27 | 12 | 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 | 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 | H27 |
| 13 | 下水道事業の手引 | ㈱日本水道新聞社 | 毎年発行 | 13 | 下水道事業の手引 | ㈱日本水道新聞社 | 毎年発行 |
| 14 | 持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル | 国土交通省、農林水産省、環境省 | H26.1 | 14 | 持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル | 国土交通省、農林水産省、環境省 | H26.1 |
| 15 | 効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案) | 国土交通省都市・地域整備局下水道部 | H20.3 | 15 | 効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案) | 国土交通省都市・地域整備局下水道部 | H20.3 |
| 16 | 下水道の地震対策マニュアル | 日本下水道協会 | H26 | 16 | 下水道の地震対策マニュアル | 日本下水道協会 | H26 |
| 17 | 下水道管路腐食対策の手引き(案) | 日本下水道協会 | H14 | 17 | 下水道管路腐食対策の手引き(案) | 日本下水道協会 | H14 |
| 18 | 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案) | 国土交通省都市・地域整備局下水道部 | H18.3 | 18 | 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案) | 国土交通省都市・地域整備局下水道部 | H18.3 |
| 19 | ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) | 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 | H25.9 | 19 | ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) | 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 | H25.9 |
| 【5】 電気・機械・設備等 | | | | 【5】 電気・機械・設備等 | | | |
| 1 | 日本電機工業会(JEM)規格 | 日本電機工業会 | — | 1 | 日本電機工業会(JEM)規格 | 日本電機工業会 | — |
| 2 | 解説 電気設備の技術基準 最終改正 | 経済産業省 原子力安全・保安院 | H25.10 | 2 | 解説 電気設備の技術基準 最終改正 | 経済産業省 原子力安全・保安院 | H25.10 |
| 3 | 内線規程 JEAC 8001-2011 | 日本電気協会 | H28.10 | 3 | 内線規程 JEAC 8001-2011 | 日本電気協会 | H24.2 |
| 4 | 電気通信設備工事共通仕様書 平成28年版 | 国土交通省 | H29.3 | 4 | 電気通信設備工事共通仕様書 平成27年版 | 国土交通省 | H27.3 |
| 5 | 電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版 | 建設電気技術協会 | H25.11 | 5 | 電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版 | 国土交通省 | H25.11 |
| 6 | 建築設備設計基準 平成27年版 | 国土交通省 | H27.3 | 6 | 建築設備設計基準 平成27年版 | 国土交通省 | H27.3 |
| 7 | 公共建築工事標準仕様書[建築工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.3 | 7 | 公共建築工事標準仕様書[建築工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.3 |
| 8 | 公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.6 | 8 | 公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.3 |
| 9 | 公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.3 | 9 | 公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成28年版 | 国土交通省 | H28.3 |
| 10 | 電気設備工事監理指針 | 公共建築協会 | H28.10 | 10 | 電気設備工事監理指針 | 公共建築協会 | H25 |
| 11 | 電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領 | 建設電気技術協会 | H12.3 | 11 | 電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領 | 国土交通省 | H12.3 |
| 12 | 通信鉄塔設計要領・同解説 | 建設電気技術協会 | H25.3 | 12 | 通信鉄塔設計要領・同解説 | 国土交通省 | H25.3 |
| 13 | 通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説 | 建設電気技術協会 | H25.3 | 13 | 通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説 | 国土交通省 | H25.3 |
| 14 | 光ファイバケーブル施工要領・同解説 | 建設電気技術協会 | H25.3 | 14 | 光ファイバケーブル施工要領・同解説 | 国土交通省 | H25.3 |
| 15 | 電気通信施設設計要領・同解説(電気編) | 建設電気技術協会 | H26.3 | 15 | 電気通信施設設計要領・同解説(電気編) | 建設電気技術協会 | H26.3 |
| 16 | 電気通信施設設計要領・同解説(通信編) | 建設電気技術協会 | H26.3 | 16 | 電気通信施設設計要領・同解説(通信編) | 建設電気技術協会 | H26.3 |
| 17 | 電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編) | 建設電気技術協会 | H26.3 | 17 | 電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編) | 建設電気技術協会 | H26.3 |
| 18 | 雷害対策設計施工要領(案)・同解説 | 建設電気技術協会 | H18.11 | 18 | 雷害対策設計施工要領(案)・同解説 | 国土交通省 | H18.11 |
| 19 | 電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編) | 建設電気技術協会 | H18.11 | 19 | 電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編) | 国土交通省 | H18.11 |
| 20 | 機械工事塗装要領(案)・同解説 | 国土交通省 | H22.3 | 20 | 機械工事塗装要領(案)・同解説 | 国土交通省 | H22.3 |

注意：最新版を使用するものとする。

注意：最新版を使用するものとする。

設計業務共通仕様書
第2編 河川編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|--|
| <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2106条 調査</p> <p><u>(4) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする</p> <p>1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p> <p>第2212条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 河川特性の把握</p> <p>7) 現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p> | <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2106条 調査</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする</p> <p>1) <u>受注者は</u>、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p> <p>第2212条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 河川特性の把握</p> <p>7) 現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|--|
| <p>第 2218 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 資料収集・整理</p> <p>2) 資料収集・整理</p> <p>受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、<u>LP地盤高データ</u>、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析</p> <p>3) 氾濫水理モデルの検証</p> <p>受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて<u>実績の浸水範囲等より</u>氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> | <p>第 2218 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 資料収集・整理</p> <p>2) 資料収集・整理</p> <p>受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析</p> <p>3) 氾濫水理モデルの検証</p> <p>受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> |
| <p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第 2306 条 護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基礎検討</p> <p>受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。</p> <p>① 法線形（3案<u>程度</u>）</p> <p>② 護岸の根入れ（洗掘深の検討）</p> <p>③ 環境</p> <p>2) 法覆工法検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れた法覆工について3案<u>程度</u>提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>3) 基礎工法の検討</p> <p>① 一般地盤の場合</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案<u>程度</u>提案し、検討するものとする。</p> | <p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第 2306 条 護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基礎検討</p> <p>受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。</p> <p>① 法線形（3案）</p> <p>② 護岸の根入れ（洗掘深の検討）</p> <p>③ 環境</p> <p>2) 法覆工法検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れた法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>3) 基礎工法の検討</p> <p>① 一般地盤の場合</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|--|
| <p>5) 環境護岸検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>(4) 基本ケースの選定 2) 基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。</p> <p>(5) 図面作成 受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（(4)で選定したケース）を作成するものとする。 2) 縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画（案）の比較検討 1) 施工方法の検討 基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に当該区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。 2) 仮設計画の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。 3) 全体施工計画の比較検討 受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。</p> <p>(8) 総合評価 受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p> | <p>5) 環境護岸検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>(4) 基本ケースの選定 2) 基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。</p> <p>(5) 図面作成 受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（6ケース）を作成するものとする。 2) 縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画（案）の比較検討 1) 施工方法の検討 基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に当該区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案立てるものとする。 2) 仮設計画の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。 3) 全体施工計画の比較検討 受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。</p> <p>(8) 総合評価 受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

新（平成29年10月改訂版）

旧（平成29年1月版）

第 2307 条 護岸詳細設計

2. 業務内容

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所3断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面程度の安定計算を行うものとする。

第 2310 条 樋門詳細設計

2. 業務内容

(5) 構造設計

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。

第 2307 条 護岸詳細設計

2. 業務内容

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。

第 2310 条 樋門詳細設計

2. 業務内容

(5) 構造設計

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

設計業務共通仕様書
第3編 海岸編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第3編 海岸編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|---|
| <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第3134条 陸閘予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 設計図</p> <p>受注者は、陸閘全体図及び計画一般図を作成するものとする。計画一般図は陸閘本体、門柱、底版、基礎、門扉等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>1) <u>設計</u>条件の設定</p> <p>2) <u>土木</u>施設設計</p> <p>3) <u>全体</u>図及び計画一般図の作成</p> | <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第3134条 陸閘予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 設計図</p> <p>受注者は、陸閘全体図及び計画一般図を作成するものとする。計画一般図は陸閘本体、門柱、底版、基礎、門扉等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>1) 計条件の設定</p> <p>2) 木施設設計</p> <p>3) 体図及び計画一般図の作成</p> |

設計業務共通仕様書
第6編 道路編

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|--|---|
| <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6207条 旅行速度調査</p> <p>2. 業務内容 4) 集計整理 受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6209条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> | <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（<u>道路交通センサス</u>）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査（<u>道路交通センサス</u>）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）<u>（以下「渋滞調査マニュアル」という。）</u>に準ずるものとする。</p> <p>第6207条 旅行速度調査</p> <p>2. 業務内容 4) 集計整理 受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査（<u>道路交通センサス</u>）一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6209条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|--|---|
| <p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容 交通渋滞調査の項目は、<u>「交通渋滞実態調査マニュアル」(建設省土木研究所 H2.2) (以下、渋滞調査マニュアル)</u>に基づき、下記のとおりとする。</p> <p>第 4 章 道路設計</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (13)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。 <u>3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p>第 6413 条 平面交差点詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の <u>(13)</u>に準ずるものとする。</p> | <p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容 交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりとする。</p> <p>第 4 章 道路設計</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (13)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。 <u>3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省・平成 11 年 3 月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</u> <u>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p>第 6413 条 平面交差点詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の <u>(12)</u>に準ずるものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|---|
| <p>第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。</p> <p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。</p> <p>第 6421 条 道路休憩施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。</p> | <p>第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6421 条 道路休憩施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> |

測量業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|---|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>32. 「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u></p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(以下、項ずれ)</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、R C C M※（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p><u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p>第 111 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、R C C M※（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p><u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p>第 111 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|--|
| <p>第 112 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 1 0 0 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p> | <p>第 112 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 1 0 0 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> |
| <p>第 119 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）及び測量成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き [業務委託編]（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）」に基づくものとする。</p> | <p>第 119 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 (案)（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）及び測量成果電子納品要領 (案)（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き (案) [業務委託編]（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」に基づくものとする。</p> |
| <p>第 121 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果品の検査</p> <p>(2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き [業務委託編]（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）」に基づくものとする。</p> | <p>第 121 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果品の検査</p> <p>(2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き (案) [業務委託編]（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」に基づくものとする。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|--|
| <p>第 134 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成 29 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> | <p>第 134 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成 21 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> |

地質・土質調査業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|--|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>32. 「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u></p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p><u>(以下、項ずれ)</u></p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という。）<u>※</u>の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p><u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|--|
| <p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、R C C M※（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p><u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提示</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提示</u>しなければならない。</p> | <p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に 8 名までとする。</u></p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>書面により</u>監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提出</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提出</u>しなければならない。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

| H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|---|---|
| <p>第118条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成29年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品に関する手引き【業務委託編】（山口県土木建築部・平成29年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務成果品の検査</p> <p>(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品に関する手引き【業務委託編】（山口県土木建築部・平成29年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成29年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> | <p>第118条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成17年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）【業務委託編】（山口県土木建築部・平成18年8月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務成果品の検査</p> <p>(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）【業務委託編】（山口県土木建築部・平成18年8月）」に基づくものとする。</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・平成21年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

| H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|--|--|
| <p>第 2 章 機械ボーリング</p> <p>第 204 条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 （１）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （２）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>第 4 章 サウンディング</p> <p>第 403 条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「地質・土質調査成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）」に従って整理し提出するものとする。</p> | <p>第 2 章 機械ボーリング</p> <p>第 204 条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 （１）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （２）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 17 年 3 月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>第 4 章 サウンディング</p> <p>第 403 条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 17 年 3 月）」に従って整理し提出するものとする。</p> |

発注者支援業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

| H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|---|--|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1002 条 用語の定義</p> <p>30. 「提出」とは受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>31. 「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u></p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p><u>(以下、項ずれ)</u></p> <p>第 1008 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 15 日（休日等を除く）以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提示</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提示</u>しなければならない。</p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1002 条 用語の定義</p> <p>30. 「提出」とは受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>第 1008 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 15 日（休日等を除く）以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に<u>提出</u>しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に<u>提出</u>しなければならない。</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

| H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略） | 旧 |
|---|---|
| <p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成 29 年 3 月）を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> | <p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成 21 年 3 月）を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> |

用地調査等業務共通仕様書

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等の実施手続き</p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届け出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければいけない。 また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p><u>五 業務委託契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</u></p> <p><u>六 業務委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p><u>七 受注者は前2号に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>八 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認められたときにはこの限りでない。</u></p> <p><u>九 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等の実施手続き</p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届け出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければいけない。 また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> |

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

| 新（平成29年10月改訂版） | 旧（平成29年1月版） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>（立会い準備） 第37条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条から第30条までの調査結果を基に作成しなければならない。 2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 消費税等調査</p> <p>（補償の要否の判定等） 第96条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取り扱いの改正について」（平成26年3月12日中央用対第8号中央用地対策連絡協議会事務局長通知）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（別記様式第30号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>（立会い準備） 第37条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第3.8条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条から第30条までの調査結果を基に作成しなければならない。 2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 消費税等調査</p> <p>（補償の要否の判定等） 第96条 消費税等に関する調査書は、第9.5条の調査結果を基に作成するものとする。 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取り扱いの改正について」（平成26年3月12日中央用対第8号中央用地対策連絡協議会事務局長通知）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（別記様式第30号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> |